

第1回あま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会 議事録

日 時 平成26年7月30日(水)

午後2時から

場 所 あま市役所甚目寺庁舎

2階 第一会議室

1 あいさつ

2 協議事項

(1) あま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会委員長の互選について

(2) あま市障がい福祉に関するアンケート調査について

(3) その他

1 あいさつ

事務局： 時間になりましたので、始めさせていただきます。本日は暑い中、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。座ってすみませんが、それでは、ただ今からあま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会を開催させていただきます。今回の策定委員会はあま市審議会等、会議の公開等に関する要綱第3条に基づき公開で開催します。本日の欠席ですが、あま市医師代表富田委員、あま市社会福祉協議会会長服部委員、津島保健所健康支援課長丹羽委員が所用の為、欠席の連絡が入っております。ご報告いたします。

それでは開催にあたりまして、小出副市長よりご挨拶を申し上げます。

副市長： (副市長あいさつ)

事務局： ありがとうございます。なお、副市長は他に公務がございますのでここで退席をさせていただきますのでよろしくお願い致します。では、最初に資料の確認をしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

(資料の確認)

では、始めに、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(委員及び事務局紹介)

それでは議題に入らせていただきます。本日、あま市障がい者福祉計画及び障がい福祉計画策定委員会は新しい委員で初めての委員会でありますので、委員長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきたいと思っております。ご意見ありませんか。

委員： 異議なし。

2 協議事項

(1) あま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会委員長の互選について

事務局： 最初に協議事項の(1)あま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会委員長の互選についてを議題とします。あま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会要綱第6条の規定により、本策定委員会の委員長の選出は委員の互選で選出することになっております。何かご意見はございませんか。

委員： 議会委員の厚生委員長の櫻井委員にお願いをしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

事務局：ありがとうございます。ただ今、議会委員の櫻井委員にというお声がありましたが、委員長を櫻井委員にお願いしても異議はありませんか。

委員：異議なし。

事務局：ありがとうございます。異議なしと認め、策定委員会の委員長は櫻井委員にお願いすることにします。それでは、委員長席にご移動をお願い致します。

それでは、すみません。櫻井委員、就任の挨拶をお願い致します。

委員長：（委員長あいさつ）

事務局：ありがとうございます。ただ今、委員長が選出されました。策定委員会要綱第6条第2項により、策定委員会の委員長が議事を進めることになっておりますので、これ以降は櫻井委員長さんに議事の進行をお願い致します。

委員長：それでは、議長を務めさせていただきますのでよろしく申し上げます。策定委員会要綱第6条3項により、委員長に事故がある時に職務を代理する委員は委員長の指定ということで、私より指定をさせていただきます。あま市民生委員児童委員協議会会長の杉本委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願い致します。

(2) あま市障がい福祉に関するアンケート調査について

委員長：続いて(2)あま市障がい福祉に関するアンケート調査についてを議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局：事務局による説明（あま市障がい福祉に関するアンケート調査について）

委員長：ただ今、事務局より説明がありましたが何かご意見、ご質問はございますか。

委員：最初のあれですけど2頁、答案者の件で。アンケート調査を実施しますよというページがありますよね。この中で障がい者とか利用者800人、事業者が20件ということで実施します。それで、この抽出ですね。障がいの区分とか無作為ですか。

事務局：そうですね。そのような予定をしております。

委員：特に障がい重いからとかそういうことではないですか。

事務局：こちらにつきましては、無作為に今回は200件を予定しているものですからそこで手帳の所持者の方に番号を一旦振りまして、その番号に該当した方にお送りする様な事で等間隔法での抽出を予定をしております。

委員：あま市で障がい者の全体で、800人とアンケートには書いてあるけれどこれはパーセントでいうと何パーセントぐらいですか。

事務局：26年の4月1日現在ではあるのですが、身体障がい者の手帳の所持者は2,595名。知的障がい者の方が445人。精神障害者福祉手帳の所持者ですけども、587人の方がいらっしゃいます。合計で3,627名の方がいます。

委員：その中で800人ですか。

事務局：そうですね。サービスの利用をしていらっしゃる方が昨日現在で618人いらっしゃいましたので、概ね600ということで全数送れないかなと思っています。実際に今、サービスを利用していらっしゃる方に対してはお送りをしてお訊きをしまして、プラス今、利用をされてみえない方、200名の方を抽出してということで考えています。

委員：最近の介護は子どもさんが看ているから大変な事だと思います。この数値を出していただければだいたい把握できます。それから障がい者の高齢化についても書いてありますよね。その中で9頁のあなたは介護保険によるサービスを利用していますか、してませんかという質問。8頁の18～64歳の方にお訊きしますというので、65歳以上の方は策定計画の中では

除外ということで解釈してしまってもいいのですか。

事務局： 就労に関してはという形で一応。やはり 65 歳以上になると介護保険の対象になってくるものですから。アンケートとしては当然 65 歳以上の方も出ますが、就労や介護保険に関してはどうしても 60 歳以上という形になってきます。国がこうやって作ってきているものですから、一応、国のままで出させてもらっています。よろしくお願い致します。

委員： もう 1 点だけ、成年後見のことが書いてありますよね。権利擁護の中で関連というわけではないのですが、成年後見の関係で権利擁護ということですよ。ただし、今度、障がい者の差別解消法というのが出てきますよね。それに今回、触れられておりませんよね。

事務局： 28 年 4 月なので、ちょっとここには間に合っていないですね。

委員： 当然、入口だけ入ってもどうかというのがあります。確かに施行ということで、期間の中に含まれてくるので、その中で含まれていないということでアンケートに自分なりに書きながら参考にさせてもらった。本当に地域移行という形で皆さんが地域で適切にやっつけられるようにということで、望むわけですよ。だけどなかなか進まないです。特にこれ精神の方で、国が特定の建物を増やすという意見が挙がっています。差別解消法という法律があがっていますので、少しでも触れて欲しい。また検討していただければと思います。

委員長： その他。はい、どうぞ。

委員： さっき委員が言っていました、虐待とか、いろんな障がいの方がみえて、知的障がいの方が抱える問題というのはなかなか捉えづらと思います。アンケートの中でも、嫌な思いをしたかという項目がありますが、そういった方のアンケートの記載は介護される方がしているものですから、だいたい介護しても介護に疲れて、虐待というのが起こってくることが多いのではないかなと。アンケートで、聴き取りで書いたりすると本当の意味でそういった事が捉えきれぬかどうか少し心配ですから、それについてはもう少し工夫をした方がいいのではないかと思います。

委員長： はい、どうぞ。

委員： 確かに親子喧嘩って凄いですよね。お嬢さんと母親 2 人です、けっこうやりあっていつ止めに行かないといけないかと思っています。お母さんに出ていきなさいと言ったら、これは私の家だからあなたが出ていきなさいとお母さんに言われたらしいです。これを見ていると、いつ暴力沙汰になるのかというのがあります。うちも障がい者が 1 人いまして、動けないのに口だけ出す。そうすると腹が立ってくるんですよ。周りがそういうことになっていると気をつけないといけない、やらないようになるべく気をつけています。介護って本当に大変です。親子が一番いけないですね、遠慮がないから。大きな声で朝からやるから、気をつけないといけない。放っておくわけにはいかないし、アンケートの中でもいつ飛び出すかなと思うぐらい身近に感じます。

委員： 私、民生委員であり児童委員でもあるわけですけども。児童相談所から呼び出しをいただきまして、ある場所における虐待が起こっている様子でありますからそっと状況を確認して報告をくださいという。ただし、人権が入りますので許可なくして訪問してもらっては困ります、許可もしないから入らないでいただきたいと言われました。毎日、私も巡回していたわけです。洗濯物が毎日干されているとか、近所の方に大声でやれやれやっているとかかそういう確認等です。ただし、その親子の仲での確認は私が児童委員であつてもしてもらっては困るという事で、児童相談所の児相の人達であつても大変に慎重にしておりますからその辺はどういう人であつても、調節をしてください、そこで本人に確認をしてくださいということでした。虐待というのはそれぐらい慎重な問題でなかなか難しいです。

委員： だから、方法を変えるとかそういうことではないのですが。やはり、相談員の方とかお見えですので、それぞれの状況があると思いますのでなるべく早めに察知していかないといけない。でも、今の様にプライバシーの問題があるので難しいところです。これだけ施設から在宅へという方向で、計画を作るということですのでやはり今まで以上に、そういうところは細かいフォローがないと在宅への動きはなかなか進んで行かないかなという風に思います。

委員長： 1つ、訊きたいのですがいいですか。策定にあたっての5頁のところの、補足資料のところに書いてある上から3つ目の自立生活支援拠点の整備というところで、現行計画では29年度末までにと書いてあります。簡単に書いてありますが、けっこう難しいことではないかなという気がするのですが、何か具体的なイメージというかあるべき姿がどんなものかありますか。これは簡単にできますよということですか。アンケートの段階ですからまだ何も言えませんが、何かビジョンがあるのかお訊きたいです。アンケートを取った後でもかまいませんけど、背景はどうなっているのかなと。

委員： 今回、国に基づいてのアンケートなのであま市独自の観点というのは全く入れられてないです。

委員長： 国の指針に基づいてあま市としてのアンケートをとっているのではないのですか。

委員： それプラスアルファで何かこうあま市としてこれからあるべき姿とかそういった部分についてプラスアルファしていきたい、そういう様なお考えがあるのかなということだと思います。

事務局： あま市として載せましたのは、地域生活支援事業が全然なかったものですからこの部分については追加させていただいてサービス部分は付け加えてあります。地域生活支援事業だけ項目を増やさせてもらって、アンケートにしています。先ほどの地域生活支援拠点等ということで、まだこれは海部・津島との全域で全4回ぐらいの会議がありまして、その中でこれからどうやってしていくのかという状況で揉んでいく段階でありまして、どういう風にしていくのかというのは今の段階では言えませんのでよろしくお願いします。

委員長： その他、よろしいでしょうか。

委員： 細かい話まではアンケートの内容についてはやりませんか。

事務局： もし、あれでしたら後で言ってもらってもいいですか。

委員長： 要するに皆さんがいらっしゃる場所で発言された方がよろしいということですね。個別に細かいところを訊くのはご自由でございませけれども、全体に反映させようと思えばここで言っていないと個別の意見だけを取り上げるのはいけないのではないかとということですね。

委員： ここに今、ご質問があった内容について基本的にはアンケートとしてはこのままでいく結論で終わってしまうということですね。

委員長： そうですね、事務局の方は一応今のところは、そういうことに一応配慮をしながらということでのままでという考え方ですね。

委員： 皆さんが言ってみえる内容と同じ意味で事前にいただいたように、ちょっと違ってくるみたいな思いも少しあったので。それで、事務局側に、もし変更があまりないというので話であればこのままで良いのですが。

事務局： 意見として伺って、反映できるところは反映したいと思いますけど。

委員長： 簡単にというと語弊がありますが、直せるところとかあるいは現状と合わないのではないかとご指摘で、皆さんが納得されればそれは反映されますから。

委員：細かい話はこの場にそぐわないのかなと思いました。

委員長：こうすべきだという風に具体的に指摘して欲しいんですよね。

委員：皆さんのお考えがどうかという話で、一般のアンケートの6ページです。住まいや暮らしについて、これも先にご質問がありました。ここの18番、これ4番、5番に特定されているようなのですが、内容からいけば別に逆の方向の要望というのがけっこうあるのではないかと思います。設問内容から必ずしも4番、5番に指定しなくてももう少し住民の意見が聞きやすいのではないかと思います。これだと施設とか入院している人だけしか訊かないですよね。後、一人暮らしをしている人だと逆に施設に入りたとか一人暮らしの人がグループホームに入りたとかそういうのも選択肢があってもいいのではないですか。そういう人の方が多いのではないかと思います。実際に地域移行に行きたいが、実質的に現実ではそっちの方が多いのかなと思います。確かに逆行するのですが、実態としてはもう少し広くクロスするのかなという気がします。わざわざ4番・5番にしたことがあったのかなとお聞きしたかったというのが1点。それから次点で、もう1つあるのは権利擁護の関係ですね。16頁、これだと非常に素直に出てくるかもしれないですけど、例えば内容的なものです。言葉によるものなのか、実際にそういう具体的なものなのか。そういう選択肢まで要は突っ込んで訊くのか。確かにこれはあまり出てこないという気がします。それから、成年後見制度も内容を知っているだけ。実際に使っている人はいるのではないかと思います。多分、知っている人の中には使っている人もいるし、使っていない人もいる。使っている人は少ないだろうと思うけれども、実態を把握するにはもうちょっと深い設問があった方がいいのでは。他の事例があるかどうか私も調べていませんでしたが。

委員：先ほど、委員が言われたようにやはり在宅で生活していて、例えば周りで高齢化になってしまっただけで自分1人が浮いてしまう。どうしても施設に入りたい、施設で食事や環境を安定させたい、これを求める人がおります。あえて言うなら入らなければ健康が保てない。それからもう1点。先ほど、権利擁護の関係なのですが、差別解消法という法律がどうしても関わってくると思います。先ほど、言われたように単純に障がい者差別。障がいの事で差別や嫌な事があったのか。自分も生活が長いんですけど嫌な事はあります。あるということは内容はどんなものなのか、どう解決できたか。解決できるのかできないのか。だから、本当に差別というのはしてはいけない。介護を受けている、本来は受け身になってはまずいですよね。介護する人、それから介護を受ける人、あくまでも対等です。病院もそうだと思うけど病院の先生、ドクターも看護師さんも患者も権利擁護とよく言われますが、どうしても頭が下がってしまうと言ったらいけないですが。だから、差別解消、権利擁護の関係を文言として少し入れてもらえれば僕はありがたい。

委員：確かに今の4番・5番に限定をしているというのは、一方的な訊き方。これはもう、元々、最初に在宅の方向に流そうという意図が見て取れるアンケートに間違いはないわけですね。でも、今大事な事はそれぞれ障がいを持った方が、やはり幸せにというのがこの計画の基幹なものですから。そうするとですね、施設の数がそう増やせないという現実がある中でやはり適材適所。要するに在宅でも可能な方、どうしても施設のお世話にならなければいけない方、その方々が適切にその場所が選ばれていくことが大事である。一方的に聞いて、とにかく減らす方向で何でもかんでも在宅にという方向で誘導していくというのはよろしくないかなと。どうもそういう意図がこのアンケートに透けて見えるものですから、多分、今のような意見も出ますし、それから先ほどの虐待の問題もこの訊き方では多分出てこないです。やはり、全部が全部、家族の方に代筆してもらおうのではなくて第三者の冷静な目というのがどこ

かに盛り込まれないのかなという思いがあるからこういう意見が出てくるように思います。もし、その辺りで工夫ができるのであれば、是非加えていただきたいなと思います。

委員長： 色々意見が細かくあると思います。今、色々貴重な意見をいただきましたので事務局の方で、国の方針も重要ですからあま市だけ独自にはいけないものですのでそれも尊重しながら、今言われた意見も取り入れられるところは取り入れて対応ということはできますか。

事務局： 一応、国の方から調査をとということで先ほど言われた4番・5番というのは福祉施設である病院に入院してみえる方が地域移行した時にどういうところに住みたいかという風に訊いて下さいという風にしてあり、その辺は国が狙って訊いてきているものです。うちの方で確認して、どういう風にしていくのかは事務局に任せていただきたいなと思います。

委員長： そうですね。そういうことで、ご了解よろしくお願ひしたいと思います。よろしいですか。はい、どうぞ。

委員： 今って、一人暮らしの人が多いですよね。ご主人が亡くなって、一人暮らし。この間も行ってきたのですが、今のところは元気です。子どもさんは一緒に住めないで、倒れたらどうしようというのがあります。きちんと前の時にいらっしゃいましたから、ベルですね、これもあったので大丈夫だと思います。100軒近くある中で一人暮らしが多い、それだけ高齢化してきた。私達もそうですけど。そういうところはよっぽど役所が気をつけてくれないといけない。空き家が多いので、それを何とか利用する方法はないかなと思います。そうすると時々、お茶会なんか呼んで顔を合わせることができるといいねと言っています。その空き家の数の把握、前は役所が担当で、亡くなった時にどれだけ使ったとかそういう風に役所がやっていると言われたことがあるのですが、そういうことを考えてください。本当に高齢化で一人暮らしが多い。まだ買い物に行けるのであればいいのですが、それもなかなかないとなると、それぐらいしてあげないと一人暮らしだと本当に籠ってしまいます。

事務局： 高齢者の一人暮らしは、民生委員さんに毎年4月～6月まで1軒1軒回っていただいて調査をやって、高齢福祉課の方で台帳をもって把握していますのでそれに付け加えて、障がい者の方も台帳調査をやってもらっています。だいが市としても把握できていますので、これを幸いにまた役立てられるように今、準備をしている段階です。それと、高齢者の方にふれあい給食といって地域で集まっていたいてなるべく外に出てもらうということも考えてはいます。よろしくお願ひ致します。

委員長： よろしいでしょうか。それでは、ご意見、ご質問ともないようですので3のその他に。委員の皆様方、何かありますでしょうか。特になければ、事務局の方から何かございますか。

(3) その他

事務局： すみません、次回の定例会ですが一応、予定で10月の22日の水曜日の一緒の時間、14時からということでこの会場でお願ひしたいです。

委員長： 10月22日の水曜日、2時から。

事務局： よろしくお願ひします。本日の報酬につきましては、後日、指定された口座の方に振込させていただきますのでよろしくお願ひ致します。以上です。

委員長： それでは、これをもちまして本日のあま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

一同： ありがとうございます。